

## 鉾田市導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

- ・ 人口構造

昭和45年以降の人口推移をみると、平成2年までは各5年間で2%台の人口増加を続けており、以降の15年間は増加基調を維持し、平成17年には人口51,054人まで達した。

その後、平成22年度に50,156人(1.8%減)まで減少し、人口の減少時代が到来したことが確認できる。

人口を年齢3区分別にみると、生産年齢人口(15～64歳)は平成2年をピークに減少している。

特に、年少人口(0～14歳)の減少が顕著であり、平成22年には本市人口全体の12.1%まで低下している。一方、老年人口(65歳以上)は昭和55年の約2.5倍に膨れ上がったことから、高齢化比率は26.1%まで上昇しており、高齢化が急速に進んでいることが確認できる。

また、茨城県や鹿行地域と比較しても、老年人口割合は高くなっている。

- ・ 産業構造

本市の産業構造を経済センサス調査による鉾田市の総生産額(付加価値ベース)からみると、「農業・林業」が14%を占めるなど、全国や茨城県と比較すると高く、本市は農産物の生産拠点としての地域特性が明確にみられる。

その他では、「卸売業・小売業」の割合が28%と最も高く、次に「医療・福祉」が14%で続く。特に「卸売業・小売業」は、国や茨城県の構成割合と比較しても高くなっている。

また、本市の産業別就業者数推移をみると、昭和55年時点では本市の基幹産業である農業を中心とした第1次産業の就業者が最も多くを占めていた。

しかし、昭和55年に53.0%あった第1次産業の構成比は、平成22年までに4,892人の就業者数が減少し、33.1%まで低下した。

第2次産業は平成12年まで増加傾向にあり、その後減少に転じている。

第3次産業は平成17年まで増加傾向にあり、平成7年には第3次産業が第1次産業の就業者数を上回り、平成22年では第3次産業就業者は46.2%を占めている。

ただし、茨城県との比較で見れば、第1次産業の構成比が極めて高くなっている。

- ・ 中小企業者の実態

農業・林業では、就業者数が8,491人となっている。特に、本市の基幹産業である農業は、近年就業者の減少及び高齢化がみられる。しかし、農業産

出額は平成18年が539億円に対し、平成28年は780億円と増加しており、高付加価値化による生産性の向上がみられる。

農業以外で女性の就業者数が1,311人と男性就業者数を最も大きく上回る医療・福祉に関しては、人口10万人当たりの医師数が44.8人と県平均の175.7人を大きく下回っている。そのため、住民アンケート等でも医療・福祉の充実へのニーズが高い状態となっている。

本市は、農業、食料品製造業、飲食料品小売業、飲食料品卸売業、及び飲食店等の「食」に関わる産業で高い稼ぐ力と雇用力を創造しているという結果となっており、特に、雇用力と稼ぐ力の特化係数が1を上回る農業や食料品製造業が本市の基幹産業として挙げられる。

また、就業者数が3,339人と農業に次いで多い卸売業・小売業では、年間商品販売額が平成16年以降減少している。しかしながら、飲食料品小売業は、本市において稼ぐ力のある産業でありながら、雇用力の最も大きい産業となっている。

一方、車社会の進展により市外への購買力の流出、それに加え環状線を中心とした郊外への大型店の集中的な進出、インターネットを含めた通信販売の普及など、商環境の変化から各商店への客足が遠のき、商業全体が低迷状態にある。

さらには、先の東日本大震災によって甚大な被害を被ったうえに、経営者の高齢化及び後継者不足により、各商業施設経営者の抱える問題は深刻な状態となっている。

以上により、生産性の向上が不可欠となっている。

## (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に6件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

銚田市の産業は、農業を筆頭に、次いで卸売業・小売業、さらに女性の就業割合の高い医療・福祉分野を中心としながらも、その他に建設業、製造業、サービス業

と多岐に渡り、多様な業種が銚田市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

銚田市の産業は、市内全域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、銚田市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

銚田市の産業は、農業を筆頭に、次いで卸売業・小売業、さらに女性の就業割合の高い医療・福祉分野を中心としながらも、その他に建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が銚田市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税等を滞納しているものを除く。